地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条及び第百五十八条の二を削り、第百五十七条の二を第百五十八条とする。

第百五十九条中「若しくは」を「又は」に、「し、又は私人に支出の事務を委託した」を「した」に改める。

第百六十条中「前条」の下に「（第百七十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百六十五条の三を削り、第百六十五条の四を第百六十五条の三とし、第百六十五条の五から第百六十五条の八までを一条ずつ繰り上げる。

第百六十七条の八第二項中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二編第五章第十節中第百七十三条の三を第百七十三条の六とし、第百七十三条の二を第百七十三条の五とする。

第百七十三条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条を第百七十三条の四とし、第二編第五章第十節中同条の前に次の三条を加える。

（指定公金事務取扱者等の要件）

第百七十三条　地方自治法第二百四十三条の二第一項、第五項及び第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する公金事務（次号において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二　その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

（公金の徴収又は収納の委託）

第百七十三条の二　地方自治法第二百四十三条の二の四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる普通地方公共団体の歳入のうち、同法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者（次項において「指定公金事務取扱者」という。）が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると普通地方公共団体の長が認めるものとする。

一　使用料

二　手数料

三　賃貸料

四　物品売払代金

五　寄附金

六　貸付金の元利償還金

七　第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2　指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は歳入等（地方自治法第二百三十一条の二に規定する歳入等をいう。以下この項において同じ。）の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

（公金の支出の委託）

第百七十三条の三　地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第百六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。

2　第百五十九条の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときについて準用する。

附則第七条第二項を削る。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十五条第一項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加える。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第三条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第百三十八条の二」を「第百三十八条の二の二」に、「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条第二項中「第百七十三条第一項」を「第百七十三条の四第一項」に改める。

（生活保護法施行令の一部改正）

第四条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加え、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第五条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

第二十一条の十一を削り、第二十一条の十二を第二十一条の十一とし、第二十一条の十三から第二十一条の十五までを一条ずつ繰り上げる。

第二十二条の四第一項中「。第二十六条の四第二項において同じ」を削る。

第二十六条の四を次のように改める。

（公金の徴収等の委託）

第二十六条の四　法第三十三条の二において読み替えて準用する地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第二十一条の五第一項第一号から第十四号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条、第百七十三条の二第二項及び第百七十三条の三第二項の規定は、法第三十三条の二において地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第百七十三条の二第二項中「普通地方公共団体の規則」とあるのは「管理規程」と、「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関」とあるのは「出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。

第二十六条の五中「（昭和二十二年政令第十六号）」を削る。

別表第一中「第二十一条の十四」を「第二十一条の十三」に改める。